

令和4年第2回尾三衛生組合議会臨時会 会議録

| | | |
|---|---|---|
| 招 集 年 月 日 | 令和4年12月26日(月) | |
| 招 集 場 所 | 尾三衛生組合会議室1 | |
| 開 会 | 令和4年12月26日(月)午前10時 | |
| 閉 会 | 令和4年12月26日(月)午前10時25分 | |
| 出 席 議 員 | 1番 永野雅則 4番 舟橋よしえ 6番 阿部憲明 8番 塚本直樹 11番 比嘉浩二 | 2番 大川博 5番 渡邊郁夫 7番 眞子伸生 9番 加藤達雄 12番 門原武志 |
| 欠 席 議 員 | 3番 川嶋恵美 | 10番 加藤啓二 |
| 地方自治法第12 1条の規定により 説明のため会議に 出席した者の職氏 名 | 管 理 者 近 藤 裕 貴 副 管 理 者 井 俣 憲 治 | 副 管 理 者 小 山 祐 |
| | 事 務 局 長 加 藤 慎 司 次長兼業務課長 竹谷富雄 総務課長 岸利克 | 次長兼会計管理者 石原稔久 調整監兼新炉建設室長 水野寿人 施設課長 小林克人 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局書記長 石原稔久 議会事務局書記 増田啓介 | 議会事務局書記 田中正道 |
| 日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名 | 日進市環境課長 近藤伸治 みよし市環境課長 水野貴行 東郷町環境課長 都築英 | |
| 会議録署名議員 | 4番 舟橋よしえ 6番 阿部憲明 | |

令和4年第2回尾三衛生組合議会臨時会議事日程

令和4年12月26日(月)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 議長諸報告

(2) 議会運営委員会委員長報告

日程第4 議案第10号 尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基金条例の制定について

日程第5 議案第11号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例及び尾三衛生組合会計年度
任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

令和4年 第2回 尾三衛生組合議会 臨時会
議事の経過

(開会 午前10時)

田中書記

ご起立をお願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

おはようございます。
令和4年第2回尾三衛生組合議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
議員の皆様には、公私とも大変お忙しいところご参集賜りまして、ありがとうございます。
本臨時会に提出されました議案は管理者提出議案2件でございます。
皆様には、慎重審議を賜り、議事運営にご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。
管理者招集あいさつ。

近藤管理者

皆様、おはようございます。
開会にあたりまして、私からも一言ごあいさつ申し上げます。
議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集賜り、誠にありがとうございます。
本日臨時会に上程させていただきます議案は、「尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基金条例の制定について」、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例及び尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の2議案でございます。
慎重審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。
会議に先立ち、ご報告いたします。
本日の会議に、3番川嶋恵美議員から欠席の届け出がございましたので、ご報告いたします。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第2回尾三衛生組合議会臨時会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。
これより本日の日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、4番舟橋よしえ議員、6番阿部憲明議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

報告事項が2点あります。

1点目 監査委員より、例月出納検査につきまして、令和4年9月から10月分の、一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の、預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

また、11月に実施した定期監査においても、歳入歳出状況及び、収納に関する事務処理状況、組合組織・職員状況、並びに財産管理状況等に問題ないと報告をいただいております。

2点目 令和4年10月18日に県内3施設の議員派遣を実施いたしました。

次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をしていただきます。

大川議会運営委員長。

大川委員長

議長よりご指名がありましたので、本日午前9時30分より開催した、議会運営委員会についてご報告申し上げます。

付議された議案につきましては、「尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基金条例の制定について」、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例及び尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の2議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、2名の議員より通告がありました。議案質疑の取扱いにつきましては、同一議員につき、同一の議題について質疑回数は2回、質疑時間は1議案につき15分以内、以上の確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第10号「尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基金条例の制定について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第10号 尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基金条例の制定についてを説明いたします。

提案理由と致しまして、廃棄物処理施設整備に要する費用の財源に充てるため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき条例を定める必要があるからです。

制定内容といたしましては、趣旨の第1条から委任の第8条までの条立てでございます。

施行期日と致しましては、令和5年4月1日から施行となります。

説明は以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

12番門原武志議員。

門原議員

12番門原です。それでは通告に従いまして質疑いたします。

この条例の第2条に廃棄物処理施設整備に要する費用とはなんのでしょうか。そしてもう一つ、第3条の基金として積み立てる額ほどの程度を考えているかお伺いいたします。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

廃棄物処理施設整備に要する費用につきましては、建設に関わる工事費及び、その償還額を想定しております。

引き続き、第3条 基金として積み立てる額ほどの程度を考えているかのご質問にお答えいたします。積立金につきましては、組合市町の財政当局で協議していただき、令和5年度から毎年4億円を目安とし、30年間で総額120億円を目標額としています。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員 　　では確認いたします。毎年４億円の分担割合は、尾三衛生組合規約第１１条第３項によるのでしょうか。

加藤議長 　　答弁、岸総務課長。

岸総務課長 　　お見込みのとおりです。ごみ処理施設の建設に要する経費の負担割合方法を用いて、１００分の２０を均等割、１００分の８０を前年の１０月１日における住民基本台帳人口割とするものでございます。

加藤議長 　　これにて、１２番 門原武志議員の議案質疑を終わります。
　　以上で、議案第１０号の通告による質疑は終わりました。
　　これより討論、採決に入ります。
　　議案第１０号について、反対討論を許します。
　　次に、賛成討論を許します。
　　討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。
　　議案第１０号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

加藤議長 　　起立全員であります。
　　よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。
　　次に日程第５、議案第１１号「尾三衛生組合職員の給与に関する条例及び尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。
　　提案者の説明を求めます。
　　岸総務課長。

岸総務課長 　　総務課長、岸。
　　議案第１１号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例及び尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。
　　提案理由と致しまして、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、尾三衛生組合職員の給与に関する条例及び尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるからです。
　　改正内容といたしましては、第１条関係では、第１９条第２項関係として、令和４年１２月に支給する勤勉手当の支給割合を、一般職の職員については、

100分の95から100分の105に改め、再任用職員については100分の45から100分の50に改めるものでございます。

別表第1及び別表第2関係として、給料表を改めるものでございます。

第2条関係では、第19条第2項関係として、6月及び12月の勤勉手当の支給割合を、一般職の職員については100分の100に改め、再任用職員については100分の47.5に改めるものでございます。

第3条関係では、別表第1関係として報酬表を改めるものでございます。

施行期日と致しましては、第1条及び第3条関係は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用すること。

第2条関係は令和5年4月1日から施行となります。

説明は以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ。

議案第11号について4点質疑をいたします。

勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、総額では、勤勉手当はどれだけ増額となるのでしょうか。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

勤勉手当の支給割合及び給料表の改正により、勤勉手当につきましては、767,166円の増額となります。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

給料表の改正に伴い、職員の給料は総額でどれだけ増額となるのでしょうか。また給料が増える職員の人数もお願いします。

岸総務課長

答弁、岸総務課長。

給料表の改正により、総額で75,600円の増額。また、対象となる職員は7名でございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

| | |
|-------|---|
| 舟橋議員 | 職員一人当たりの平均給料月額及び平均給与月額は、改正前に比べてどのようになるのでしょうか。 |
| 加藤議長 | 答弁、岸総務課長。 |
| 岸総務課長 | 再任用職員を除きまして、本年4月から12月までの9ヵ月間の平均給料月額は、339,117円で350円の増額、平均給与月額は、399,624円で385円の増額となります。 |
| 加藤議長 | 4番舟橋よしえ議員。 |
| 舟橋議員 | <p>再質疑致します。平均給与月額が385円の増額とのことですが、勤勉手当増額分が767,166円で、これは12月支給とありますので、増額分が大変少ないように思えます。先ほどお答えいただいた給与月額は、勤勉手当を含んでいないということでしょうか。そうであるなら、期末勤勉手当を含んで計算した場合の平均給与月額は、改正前と比較してどれだけ増額になるのかお答えください。</p> <p>そして、もう1点、今年度は5月臨時会において、期末手当引き下げの条例改正を可決しましたが、この引き下げ前の職員一人当たりの期末勤勉手当の年間支給金額平均に対して、今回の勤勉手当の引き上げによりどれだけ近づくのか、具体的な金額を挙げてお答えください。</p> |
| 加藤議長 | 答弁、岸総務課長。 |
| 岸総務課長 | <p>先ほどの答弁の平均給与月額には、期末勤勉手当は含んでおりません。期末勤勉手当を含めた平均給与月額は、期末勤勉手当は12ヵ月、その他は9ヵ月で割って計算したところ、543,194円で3,862円の増額となります。</p> <p>また、期末勤勉手当の年間支給金額ですが、再任用職員を除き1人当たりの額は引き下げ前が1,739,906円、引き上げ後が1,722,846円となり17,060円下まわっております。</p> |
| 加藤議長 | 4番舟橋よしえ議員。 |
| 舟橋議員 | 今議会におきまして補正予算の上程がありませんが、今回の増額分につきましては、当初予算で計上された金額内に収まるということでしょうか。 |
| 加藤議長 | 答弁、岸総務課長。 |

岸総務課長

給料につきましては当初予算内で収まります。また、勤勉手当につきましては節3の職員手当等内で対応するものでございます。

加藤議長

これにて4番舟橋よしえ議員の議案質疑を終わります。
以上で、議案第11号の通告による質疑は終わりました。
これより討論、採決に入ります。
議案第11号について、反対討論を許します。
次に、賛成討論を許します。
討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。
議案第11号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6、報告第2号「専決処分の報告について」を議題とします。報告者の説明を求めます。

加藤事務局長。

加藤事務局長

事務局長、加藤。

専決処分の報告についてご説明させていただきます。

配布資料の専決処分報告書をご覧ください。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

専決事項の内容につきましては、管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

事故の概要でございますが、令和4年10月11日火曜日に、灰積み出し室において焼却残渣運搬車両への灰積み込み作業中、クレーンバケットが運搬車両の荷台後部に接触する事故が発生したものでございます。

過失割合は組合側100%、損害賠償額は84,832円でございます。

今後は、より一層安全運転を徹底させることにより、事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

加藤議長

報告は終わりました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

管理者閉会挨拶 近藤管理者。

近藤管理者

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日も審議いただきました2議案につきまして、ご審議を賜り、原案どおり議決をいただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、年末年始と何かとお忙しいかと存じますが、くれぐれも健康にご留意して頂き、一層のご活躍をされますよう心からお祈り申し上げますとともに、今後とも、本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

本臨時会の閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第2回尾三衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

田中書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。これにて本日の日程を終了いたします。

(閉会 午前10時25分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年 1 月24日

議 長

如 藤 達 雄

署名議員

舟 橋 よしえ

署名議員

阿 部 憲 明

